

HASHIKAMI 広報 はしかみ

2004年(平成16年)

3月号

March
No.534

発行/階上町 〒039-1201 青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平1-87 編集/企画課 TEL(0178)88-2113 FAX(0178)88-2117



・平内机組



・平内鶏舞組



・赤保内青年駒踊り組

◆三島梅治さんによる「誓いのことば」



交通事故抑止祈願祭

～交通事故のない、明るく住みよい町づくりを願う～

2月13日、寺下潮山神社境内にて平成16年交通事故抑止祈願祭が執り行われました。

祈願祭には交通指導隊、PTA交通安全母の会ら関係者約40名が参加。これまでの交通事故犠牲者に対して黙祷を行った後、事故防止を祈る玉串を捧げました。

この後、八戸地区交通指導隊階上支隊三島梅治さんが「家族みんなで交通ルールを身につけ、飲酒運転、暴走運転をしないことを徹底し、家庭を事故防止の拠点となるよう啓蒙しこれを実行します」と誓いのことばを述べました。

本町では交通死亡事故ゼロが773日続いていましたが、昨年末に死亡事故が発生し、1月31日現在の記録は43日となっています。

地区の防火啓蒙に務めます

～大蛇地区に6番目の婦人消防クラブが発足する～

荒谷・追越・大蛇3地区14名の方々からなる婦人消防クラブが発足し、6分団屯所で結成式が行われました。

婦人消防クラブは、「火災原因の40%が家庭から発生していることから、台所で火を使用する主婦の防火意識が高まれば火災件数が減る」という考え方で結成されていて、今後は、初期手当てができるよう救急法を会得したり、町の防火訓練に参加したりしながら地区の防火啓蒙に携わっていきます。

式では、細越真夫八戸東消防署階上分署長が「6分団、婦人クラブ、子供会の3つの力をあわせて防火に務めてください」と激励。最後に全員で防火宣言を読み上げ防火の意識を高めていました。

◆防火宣言を読み上げるクラブの皆さん



◆経験を基に講話する明戸さん



思い深ければ夢叶う

～明戸裕治さんが母校で講話を行う～

2月3日、石鉢小学校で明戸裕治さんが講話を行いました。明戸さんは昨年、夏の甲子園で大活躍をした光星学院高校野球部の主将を務められ、同小学校の出身者です。

この講話は、地区の方々の要望を受け、同小の全校集会の時間に開催されました。

「甲子園での経験を通じ、最初は無理だと思うものでも、やればできるということがわかりました。皆さんも一度決めたことは最後までやり通して欲しい」と話しました。

児童らは甲子園という大舞台で活躍した先輩の講話に真剣に耳を傾けていました。

◆慎重に作業を進める児童



音が聞こえるよ!!

～ファミリー電波教室開催～

1月11日、石鉢ふれあい交流館でファミリー電波教室が開催されました。

この教室は、目に見えないがとても身近な電波について関心を持ってもらいたいということで、北東北電波適正利用推進協議会が開催。小学3年生から6年生までの児童と保護者21組が参加しました。

教室では電波に関する勉強会の後、ラジオの製作にチャレンジ。初めてはんだごてに触ったという児童がほとんどで、小さな部品を恐る恐る基盤に取り付けていました。

最後にスピーカーを取り付けるとさっそくスイッチをオン。自分で作ったラジオから出る音に児童らは歓声を上げていました。

園児と遊べて楽しいです

～八戸一中の生徒と一緒に正月遊びを楽しむ～

道仏保育園で、恒例の正月遊び会が開催されました。例年は地区のお年寄りと一緒に楽しんでいましたが、今年は八戸一中の生徒も参加しました。

これは、冬休みを利用して職場体験を行うという総合学習の一環で行われ、生徒の父兄が同園で働いているという縁もあって実現。男女12名の生徒が園児らと凧揚げやカルタ取り、羽子板などの正月遊びを楽しみました。

参加した生徒らは「小さな子の面倒を見るのが元々好きです。一緒に遊べてとても楽しいです」「子どもの面倒を見るのは経験したことはありますが、やはり大変だなと感じました。子どもから近づいてきてくれたのでうれしいです」と感想を話してくれました。

◆園児とカルタ取りを楽しむ生徒



◆料理に親しむ子ども達



自分で料理します

～石鉢ふれあい学童クラブ親子料理教室開催～

2月7日、石鉢ふれあい交流館で階上町食生活改善推進委員会（清水たか子会長）主催の親子料理教室が開催されました。

これは朝食をとらない欠食児童の増加が問題となっている昨今、料理体験を通じて、児童自らが料理を作るという意識を持ってほしいということがねらいです。

この日挑戦したのはデコレーション寿司、いがぐりあげ、にんじん白玉団子の3品。

料理をするのは初めてという子どもや、包丁の扱いがとても上手な子どもなど様々でしたが、お互いに助け合いながら真剣に取り組んでいました。

なお同推進委員会は、これまで行ってきた活動が認められ、1月14日に青森県健康づくり事業功労団体回事表彰を受けられました。

合併情報掲示板



第8回八戸地域合併協議会（2月23日開催）

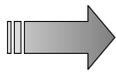
～広報広聴事業・住民活動関係事業等が決定する～

～合併協議のスケジュールが変更になる～

① 広報広聴事業について（その2）

○ 広報紙（編集・発行・配付）

- ・ 合併時に再編する。



新市の一体性の観点から全市民に統一した広報を月1回配布し、情報の共有を図るとともに旧市町村の地域記事についても定期的に掲載し地域の個性を伝え、新市のまとまりを図っていくこととし、配付方法については、八戸市の例を基本に再編する。

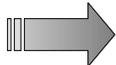
※八戸市の例：印刷業者→配送業者→行政員→各世帯員

② 住民活動関係事業について（その2）

○ 名川町コミュニティ事業

- ・ 合併後、1年をめぐりに再編する。

※地区コミュニティ活動を推進させる事業。名川町のみ実施



○ 地域集会施設管理運営

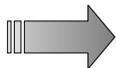
- ・ 現行どおり新市に引き継ぐ。

ただし、他の補助事業等により設置した施設を集会施設として使用するなど、その実態が多様であることから、包括的な管理運営のあり方についての見直し、改善等の検討をする。

③ 納税関係事業について（その2）

○ たばこ組合への助成

- ・ 合併時は現行どおりとし、平成17年度からは、各組合等に対する補助金の交付を廃止し、物品の提供に統一する。



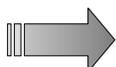
※たばこの小売業者により組織されている組合に対して、たばこ税の税収確保を目的として、販売促進関連物品の提供や補助金の交付を行うもの

④ 農林業関係事業について（その3）（抜粋）

○ ふるさと活性化対策事業

- ・ 合併時まで廃止の方向で調整する。

※地域の活性化を図るため環境美化に取り組んでいる、農村活性化推進協議会活動を支援するもの。本町のみ実施



○ 地域農政推進事業

- ・ 現行どおり新市に引き継ぐ。

※認定農業者の育成、農地の利用集積の実践活動や担い手の支援体制整備対策事業に要する経費の1/2を補助する国庫補助事業

○ 市民農園等

- ・ 合併後、2年をめぐりに再編する。

※八戸市、福地村、本町で実施

○農業近代化資金利子補給事業

・八戸市の例により、合併時に統合する。

ただし、合併前に借り入れた資金に対する利子補給率については、現行どおりとする。

※農業者等に対し、融資機関が行う長期かつ低利の農業生産施設資金の調達を円滑にするため、利子補給を行う事業

○農業経営基盤強化資金利子補給事業

・現行どおり新市に引き継ぐ。

※経営改善計画の認定を受けた農業者に対し、長期低利資金の利子補給を行う県事業

○新規就農総合対策事業

・市町村計画事業が平成15年度で終了するため、合併時までに廃止の方向で調整する。

○新青森フロンティア21農業・農村活性化事業

・合併時までに廃止の方向で調整する。

※21世紀の農業・農村を活力あるものにしていくため、農業構造政策推進ローラー作戦を通じて把握した課題の解決に向けた農業関係者の取組みを支援する事業

○米穀流通改善事業

・合併時までに廃止の方向で調整する。

※計画出荷米の計画的かつ安定的な出荷及び、計画流通制度の適正かつ円滑な運営を図るため実施している事業

○水田農業経営確立対策事業

・合併時までに廃止の方向で調整する。

※需要に応じた米の計画生産と、転作を効率的に進めるための事業

○非補助土地改良事業促進協議会借入償還補助

・現行どおり新市に引き継ぐ。

※非補助土地改良事業（農道整備）に、融資された資金の元利償還金に対し、受益農家に補助する事業

○農業委員会農政研究会補助金

・合併時までに廃止の方向で調整する。

※農業委員会が行う、農政関係の研修に要する経費の一部を補助するもの

⑤住民生活・防犯関係事業について（その1）

○交通指導員

・合併後3年をめぐりに再編する。

※田子町のみ設置している

⑥高齢福祉事業について（その3）（抜粋）

○緊急通報装置貸与事業

・現行どおり新市に引き継ぐものとする。ただし、利用者負担額は無料とする。

※ひとり暮らし高齢者（所得税非課税世帯）及び重度身体障害者を対象に、緊急通報装置を貸与する事業

○生きがい活動支援通所サービス事業

・合併後3年をめぐりに再編する。

ただし、合併時は現行どおり実施するものとし、合併後において利用料及び実施内容等について検討する。

※通所による機能訓練、趣味活動、入浴、食事等の各種サービスを提供することにより利用者の閉じこもり予防及び介護予防を図るもの

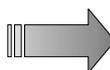
○敬老祝金支給事業

- ・八戸市の例により、合併時に統合する。ただし、16年度は現行どおりとする。

合併前（平成14年度まで）

八戸市	階上町
88歳 10,000円	85歳 10,000円
90歳 20,000円	
99歳 50,000円	
100歳以上(毎年) 100,000円	

合併後



八戸市の例により統合

※本町は、今年度から八戸市と同様の支給です。

○福祉バス運行事業

- ・現行どおり新市に引き継ぐ。
- ただし、合併後において包括的なバス事業のあり方について、見直し・改善のための検討をする。

⑧建設関係事業について（その3）

○除雪・融雪

- ・現行どおり新市に引き継ぐ。
- ただし、合併後において、行政区域が拡大する事から、地域モニターを配置し情報の収集体制を整備する。また、各町村に除雪基地を配置し、除雪体制の強化と内容の充実を図る。

○道路・河川占用等許可

- ・八戸市の例により、合併時に統合する。
- なお、合併後において河川管理条例の制定を検討する。
- ※道路の占用は八戸市、南郷村、名川町、南部町、田子町が条例を定めて占用料を徴収している

○地籍調査

- ・階上町、南郷村、名川町及び南部町の例により、合併時に統合する。
- ※調査結果の閲覧に際して300円の手数料を徴収

○各種証明手数料

- ・八戸市、階上町、田子町の例により、合併時に統合する。
- ※公営住宅の入居者に係る証明手数料で、「入居者証明」「自動車保管場所使用料証明」とも300円の手数料を徴収することになる

⑨都市計画関係事業について（その3）

○中心市街地環境整備促進事業

- ・合併時までには廃止の方向で調整する。
- ※中心市街地における環境の整備、防災に関する機能の確保及び土地の合理的かつ健全な利用を図るため、老朽化木造建築物の解体に要する費用について補助金を交付

○各種証明手数料

- ・八戸市の例により、合併時に統合する。
- ※建築基準法に係る、各種証明の交付事務及び手数料の徴収

⑩学校教育事業について（その2）

○私立幼稚園の教育振興に対する補助

- ・八戸市の例により、合併時に統合する。

ただし、合併年度は現行どおりとし、合併年度の翌年度に統合する。

※地域内にある私立幼稚園に対して、教育備品購入費等を助成するための補助金。八戸市と福地村で実施

○私立幼稚園教員の資質向上に対する補助

- ・現行どおり新市に引き継ぐ。

※私立幼稚園の教員の資質向上、幼稚園教育の振興と充実を図るために行う研修会に要する経費の助成措置としての補助金。八戸市のみ実施

○特殊教育就学奨励費

- ・現行どおり新市に引き継ぐ。

※特殊学級で就学する児童・生徒に対し、学用品費等を支給するもの

○通学地域

- ・現行どおり新市に引き継ぐ。

ただし、合併前の市町村境界付近の通学区域については、合併後において弾力的に対応するとともに、町内名により通学区域を設定できるように調整する。

また、スクールバスの運行状況、学校施設の規模等を総括的に勘案し、地域住民の意見等も踏まえながら見直しをする。

⑪合併協議のスケジュールについて

○8市町村間の事務事業調整の遅れにより、今回の協議会で決定予定であった「新市建設計画」が5月に決定の予定です。これに伴い住民説明会は6月に開催予定です。

年月	15年度			16年度									
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
協議	● 第7回	● 第8回		● 第9回	● 第10回		● 第11回				● 第12回		★ 1/1合併
会	事務事業調整	事務事業調整		事務事業調整 事業計画 収支予算	事務事業調整		合併協定書案				協議会廃止		
建設計画	4次案●			5次案● (財政計画)	● 最終案								
議会等						住民説明会 ←→	● 合併調印式 ● 合併議決 (臨時議会)		● 県議会合併議決			12月議会 ←→ 協議会廃止	

※●印の位置は左より上旬・中旬・下旬を表す

まちからのたより

乳幼児
医療費
給付事業

就学前までのお子さんに
医療費の助成を行っています

<給付対象者>

就学前までの乳幼児。保護者の所得に制限があります。

<給付対象医療費>

- 0～3歳まで…入院・通院医療費の一部負担金、入院時の食事負担金
- 4歳から就学前まで…入院医療費の一部負担金、入院時の食事負担金（入院1日につき、500円を差し引いて給付します。）

<申請手続きに必要なもの>

- 印鑑・保険証・所得の確認できるもの（更新の場合は資格証）
- ※転入された方は所得証明が必要になります。
- 1～6月生まれ 前々年の所得
- 7～12月生まれ 前年の所得

<更新手続き>

資格証の有効期限は、誕生月の末日（1日生まれは、誕生月の前日末日）までとなっていますので忘れずに更新してください。

<医療費の請求に必要なもの>

印鑑・保護者の口座番号・医療費の領収書・資格証

平成
16
年度

ポリオ予防接種のお知らせ

ポリオは、せき髄の細胞が破壊される感染症で「小児マヒ」とも呼ばれます。現在も東南アジアやアフリカ地域では発生しており、大人になってから感染するとマヒをおこす確率が高くなります。乳幼児期のうちに忘れずに予防接種を受けましょう。

<日程> ※すべて月曜日

春	4/12	4/19	4/26	5/17	5/24	5/31
夏	9/6	9/13	9/27	10/4	10/18	10/25

<場所> 小松内科医院

<受付時間> 13:00～13:30

<受け方> ポリオワクチンは6週間以上の期間をあけて2回接種することとされており、当町では春と秋に1回ずつ接種するよう勧めています。

<注意点> ポリオワクチンは経口接種（口から飲むこと）であり、弱毒化されたウイルスが腸内で増殖することで免疫がつきます。そのため下痢をしていると十分に免疫がつかない場合がありますので、下痢をしている日は避けてください。

※受付事務を円滑に行うために、小松内科医院の診察券を持っている方は持参してください。

【問い合わせ】保健福祉課 保健衛生係 ☎88-2641

鳥類を飼っている皆様へ

山口県に続き大分県での『高病原性鳥インフルエンザ』の発生を受け、愛玩鶏（鶏、かも、アヒル、キジ等）の羽数調査を実施しております。少数でも鳥類を飼っている方は、農林水産課までご報告ください。

また、飼っている鳥類が突然死等の異常を示した場合には、八戸家畜保健衛生所（☎27-7415）または農林水産課までご連絡ください。

鳥類を飼育する時の注意事項

1. 鳥類を世話した後、飼育小屋の清掃の後は手洗い、うがいをする。
2. 飼育環境を清潔にする。
 - ・飼育小屋内の排せつ物の清掃
 - ・飼育小屋内および周辺に消石灰をまく
3. 飼育小屋内に他の野生動物（特に野鳥）が入らないようにする。
4. 履き物を消毒する。（飼育小屋専用の履き物を用意することが望ましい）

【問い合わせ】 農林水産課 ☎88-2116

年金たより

国民年金保険料の納付にコンビニエンスストアが利用できるようになります。

国民年金保険料の納付は今まで、銀行、郵便局、信用金庫、信用組合、農業協同組合、漁業協同組合、労働金庫等でしたが、新たにコンビニエンスストアが利用できるようになります。

4月初めに一斉に送付される平成16年度分の納付書から

コンビニエンスストアで納付できますので、仕事等で金融機関になかなか行けない方や、夜間・休日しか時間がない方などは、ぜひご活用ください。なお、2月2日以降に作成された納付書でバーコードが印字されたものはコンビニエンスストアで利用できるものもあります。

詳しくは最寄りの社会保険事務所へお問合せ下さい。

町民課 国民年金係

☎88-2119

2002年度末

バランスシートと行政コスト

階上町の貸借対照表

平成15年3月31日現在

(単位：千円)

		平成14年度総額	前年度比増減
借			
	(資産の部)		
1	有形固定資産	18,194,923	343,500
2	投資等	1,879,017	107,820
方	3 流動資産	529,972	11,350
	資産合計	20,603,912	462,670
貸			
	(負債の部)		
1	固定負債	9,154,593	851,713
2	流動負債	542,993	59,393
	負債合計	9,697,586	911,106
方	(正味資産の部)		
	正味資産合計	10,906,326	▲448,436
	負債・正味資産合計	20,603,912	462,670

平成14年度のバランスシート（貸借対照表）及び行政コストをお知らせします。

バランスシートは町の資産と負債の状況を表したものです。増減の主な要因は、有形固定資産は新たな公共事業整備による増加、投資等は出資金、流動資産は繰越事業に係る現金増です。負債は地方債の償還額増、正味資産は一般財源の減によるものです。

円グラフの行政コストは、町の歳出決算額のうち各種のサービスにどれだけの費用がかかっているかを表すものです。目的別に占める割合は民生費、災害復旧費、総務費の順となっています。

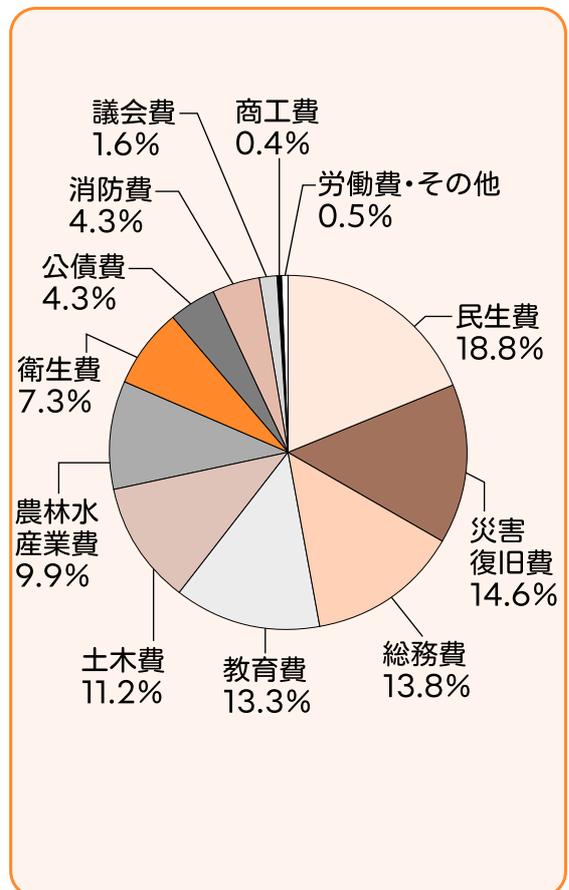
町民一人当たりの性質別行政コストは、行政サービス費用を性質的に分類し、人口割としたものです。一人当たり356,123円で、昨年度より36,722円増額となりました。

町民1人当たり性質別行政コスト

(単位：円)

項目	平成14年度	平成13年度	比較
1 人に係るもの			
①人件費	56,858	57,860	▲1,002
②退職給与引当金繰入等	6,267	5,043	1,224
小計	63,125	62,903	222
2 物に係るもの			
①物件費	50,221	52,579	▲2,358
②維持補修費	3,661	3,792	▲131
③減価償却費	70,971	68,109	2,862
小計	124,853	124,480	373
3 移転支的なもの			
①扶助費	31,578	30,506	1,072
②補助費等	42,842	41,961	881
③繰出金	19,465	23,108	▲3,643
④普通建設事業費 <small>(他団体への補助金等)</small>	5,915	9,397	▲3,482
小計	99,800	104,972	▲5,172
4 その他			
①災害復旧事業費	52,035	11,070	40,965
②失業対策事業費	0	0	0
③公債費 <small>(利子分のみ)</small>	15,354	15,645	▲291
④債務負担行為繰入	0	0	0
⑤不納欠損額	956	331	625
小計	68,345	27,046	41,299
合計	356,123	319,401	36,722

目的別行政コスト



国民健康保険からのお知らせ

医療費が高額になったときは…

月内に、同一の医療機関に支払った医療費の自己負担額が高額になったときに、自己負担限度額を超えた分が、申請により高額療養費として支給（還付）されます。

◆自己負担限度額（一月当たり）

区 分	限度額（3回目まで）	限度額（4回目以降）
一 般	72,300円 (医療費が241,000円を超えた場合はその超えた分の1%が加算されます)	40,200円
上 位 所 得 者	139,800円 (医療費が466,000円を超えた場合はその超えた分の1%が加算されます)	77,700円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

(注1) 上位所得者とは、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等が670万円を超える世帯にあたります。

(例) 自己負担限度額が「一般」に該当する人が、月内に、同一の医療機関で医療費が100万円かかり、自己負担額が30万円（3割負担）だった場合

自己負担限度額	$72,300円 + (1,000,000円 - 241,000円) \times 1\% = 79,890円$
高額療養費支給額	$300,000円 - 79,890円(自己負担限度) = 220,110円$

●世帯合算できます

ひとつの世帯で、月内に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合、それらを合算して自己負担限度額を超えた分が、申請によりあとで支給されます。

(例) 自己負担限度額が「一般」に該当する世帯で、AさんとBさんが同じ月内に入院して、Aさんが22,000円、Bさんが53,000円の自己負担をした場合

世 帯 合 算 額	$22,000円(Aさん分) + 53,000円(Bさん分) = 75,000円$
高額療養費支給額	$75,000円 - 72,390円(自己負担限度額) = 2,610円$

●高額療養費の支給が4回以上ある場合

過去12か月以内に、ひとつの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目からは4回目以降の自己負担限度額を超えた分が、申請によりあとで支給されます。

●高額の治療を長期間続ける場合

高額の治療を長期間続ける必要がある病気（先天性血液凝固因子障害の一部や人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症）の人は、「特定疾病療養受療証」を病院の窓口に表示すれば、毎月の自己負担額は10,000円までとなります。

◆自己負担額の計算方法

- ①月の1日から月末まで、暦月ごとの受診について計算します。
- ②2つ以上の病院、診療所にかかった場合は、別計算します。
- ③ひとつの病院、診療所でも、歯科は別計算。また、外来、入院も別計算します。
- ④入院時の食事代や、保険がきかない差額ベッド料などは支給の対象外です。

70歳以上の人の場合（老人保健で医療を受ける人は除く）

70歳以上の人は、外来でかかった自己負担額を外来（個人ごと）の限度額 **A** を適用後、世帯で世帯単位の限度額 **B** を適用します（入院の窓口での負担は、世帯単位の限度額までとなります）。同じ月内に、下表の限度額を超えて一部負担金を支払ったときは、超えた分が、申請によりあとで支給されます。

区 分	A 外 来 (個人ごと)	B 外来+入院 (世帯単位)
一 般	12,000円	40,200円
一定以上所得者	40,200円	72,300円 (医療費が361,500円を超えたときは、超えた分の1%が加算されます) [過去12か月間に B の自己負担限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降は40,200円になります]
低 所 得 ②	8,000円	24,600円
低 所 得 ①	8,000円	15,000円

(注1) 一定以上所得者とは、同一世帯に一定以上の所得（課税所得が124万円）以上の70歳以上の国保被保険者がいる人。ただし、70歳以上の国保被保険者の収入の合計額が、2人以上の場合は637万円未満（1人の場合は450万円未満）である場合は、「一般」の区分と同様となり、1割負担となります。

(注2) 低所得②とは、同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税の人（低所得①以外の人）。

(注3) 低所得①とは、同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を65万円として計算）を差し引いたときに0円となる人。

高額療養費の支給申請手続

①ハンコ、②医療機関等の領収書、③世帯主の口座情報を持参し、「高額療養費支給申請書」を記入のうえ、国保係へ提出してください。医療機関から国保へ送付されたレセプトと、内容を照合審査のうえ、支給額を決定します。

入院時の食事代の自己負担

入院中の1日の食事にかかる費用のうち一部（標準負担額）をみなさんに負担していただき、残りを国保が負担します。

◆入院時の食事代の標準負担額（一日当たり）

一 般		780円
住民税非課税世帯等	90日までの入院	650円
	過去12か月の入院日数が90日を超える入院	500円
住民税非課税世帯等で高齢福祉年金を受けている人		300円

(注1) 住民税非課税世帯等の人は「標準負担額減額認定証（70歳以上の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」）」が必要となりますので、国保係に申請して交付を受けてください。

(注2) 入院時の食事代は、高額療養費の支給対象にはなりません。

【問い合わせ】保健福祉課 国保係 ☎88-2115（内線184、185）



犬の登録及び狂犬病予防注射日程表

1日 4月9日(金)

金山沢・角柄折・鳥屋部・赤保内・石鉢・蒼前・野場中

場所	時間
上 勉 宅 前	9:30～ 9:40
長久保バス停前	9:45～10:05
金山沢集会所	10:10～10:20
農業加工センター前	10:25～10:35
大下英子宅前	10:40～10:55
新田集会所	11:00～11:30
中央体育館	11:35～11:55
東鳥屋部バス停前	13:10～13:20
茨島バス停前	13:25～13:35
坂建設工業前	13:40～13:50
東平婦人ホーム	13:55～14:05
石鉢十文字バス停前	14:10～14:20
石鉢集会所	14:25～14:50
蒼前集会所	14:55～15:20
ふれあい広場前	15:25～15:50
民俗資料収集館	16:00～16:10

2日 4月10日(土)

大蛇・追越・榊・駅前・小舟渡・道仏・赤保内

場所	時間
笹山岩蔵宅前	9:30～ 9:40
大蛇部会前	9:45～10:05
追越部会前	10:10～10:30
県栽培漁業センター前	10:35～10:45
榊浜通りバス停前	10:50～11:00
榊集会所	11:05～11:25
大里商店前	11:30～11:40
駅前集会所	11:45～12:10
小舟渡集会所	13:35～13:55
小舟渡小横駐車場	14:00～14:20
薦木商店前	14:25～14:35
キューピータマゴ榊前	14:40～14:50
道仏集会所	14:55～15:15
トライアングル前	15:20～15:30
役場駐車場	15:35～15:50

3日 4月11日(日)

石鉢・蒼前・野場中・赤保内・駅前

場所	時間
小林商店前	9:30～ 9:55
蒼前集会所	10:00～10:25
ふれあい広場前	10:30～10:55
ロイヤルテニスクラブ前	11:00～11:20
石鉢学習塾前	11:25～11:50
石鉢十文字バス停前	11:55～12:05
宗前秀蔵宅前	12:10～12:20
かすみが丘団地公園前	13:35～14:00
白樺団地入口	14:05～14:20
道の駅前駐車場	14:25～14:45
みどり団地公園前	14:50～15:15
民俗資料収集館	15:20～15:30
川村武夫宅前	15:40～15:50
道仏公民館	16:00～16:20
役場駐車場	16:30～16:45

1日 4月12日(月)

金山沢・田代・平内・晴山沢・鳥屋部・赤保内・道仏・小舟渡・荒谷・大蛇

場所	時間
松倉春男宅前	9:30～ 9:40
佐々木春松宅前	9:45～ 9:55
旧田代小中学校跡	10:05～10:20
内城一男宅前	10:25～10:40
中城商店前	10:45～11:00
晴山沢集会所	11:05～11:20
登切集会所	11:25～11:35
平内バス停前	11:40～11:50
平内鶏舞保存館	11:55～12:05
中央体育館	12:10～12:30
野沢バス停前	13:35～13:50
上野正蔵宅前	13:55～14:05
高山憲雄宅前	14:10～14:25
荒道鶴造宅前	14:30～14:45
小舟渡屯所前	14:50～15:05
追越集会所	15:10～15:20
荒谷集会所	15:25～15:35

平成16年度飼い犬の定期集合登録及び狂犬病予防注射を、上記日程表のとおり実施しますので、必ず受けるようにしてください。(どの場所で受けてもかまいませんが、日曜日
は混雑しますので、平日時間のある方は平日に受けるようお願いいたします。

- 注意事項
1. 登録と注射は生後91日以上の子犬となります。(妊娠中の犬及び体調の悪い犬は注射をしないで下さい。)
 2. 注射の前後は、犬に激しい運動をさせないで下さい。
 3. 注射の際に暴れる犬もおりますので、なるべく犬をおさえられる方がおいで下さい。

料 金

登録手数料
3,000円

注射手数料
3,000円

登録は一生に一度

犬の登録は一生に一度ですので、新たに生まれた犬(生後91日以上)や新たに飼いだめた犬は、必ず登録してください。

☆次の場合は、届出が必要です。

- (1) 犬が死亡したとき
- (2) 犬の所在地が変わったとき
- (3) 犬の所有者の氏名・住所が変わったとき

予防注射は毎年1回

狂犬病予防注射は毎年1回必ず受けなければなりません。

生後91日以上の子犬を対象に、集合登録と狂犬病予防注射を下記日程表のとおり、町内63箇所を巡回して行います。(妊娠中の犬及び体調が悪い犬は注射しないでください。)

なお、期間中に都合の悪い場合は、町民課で登録を済ませ、動物病院などで予防注射を受けてください。

【問い合わせ】町民課 ☎88-2119



八戸市民病院院内全面禁煙のお知らせ



健康増進法の施行に伴い、受動喫煙を防止するため、公共施設での禁煙の取り組みが進んでいます。

八戸市民病院でも平成16年4月1日から病院内全面禁煙と致します。

入院、外来の患者の皆さん、お見舞いの皆さんのご協力をお願いします。

米穀取扱事業者は、『登録制』から『届出制』へ

食糧法改正により、現行の計画流通制度（業者登録制度）が廃止され、平常時においては流通の統制を行わないこととなりました。

ただし、政府備蓄米の売却先を確保すること、米不足等の緊急時において適切な命令が発動できるよう、米穀の出荷又は販売の事業を行おうとする者に主たる事務所等を届出させることとなりました。

業者届出制度の概要

- ① 米穀の出荷又は販売の事業を行おうとする者は、事業開始前に青森農政事務所及び各地域課等に開始届を提出（事業規模20精米トン未満の者を除く）
- ② 届出事業者は、届出事項の変更又は事業を廃止したときは遅滞なく、青森農政事務所及び各地域課等に変更届又は廃止届を提出
- ③ 届出事業者は、帳簿を備え、必要事項を記載するとともに、3年間の保存義務を負う
- ④ ①の届出をせず、又は虚偽の届出をして米穀の出荷又は販売の事業を行った者は、50万円以下の罰金
- ⑤ ②の変更届出若しくは廃止届出をせず、又は虚偽の届出をした届出事業者は、10万円以下の過料
- ⑥ ③の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者は、10万円以下の過料

経過措置

- 平成16年4月1日現在、現行食糧法に基づく登録卸売業者、登録小売業者、登録出荷取扱業者及び自主流通法人については、同日から届出事業者とみなされますので、改めて届出手続きをする必要はありません。

【問い合わせ】青森県農政事務所 地域第二課（八戸庁舎） ☎27-4011 FAX27-4003

小さな掛金・大きな補償 スポーツ安全保険

スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動に最適な保険です。

団体	対象	加入区分	対象となる事故の範囲	掛金 (1人年額)	傷害保険				賠償責任保険 (補償限度額)	共済見舞金
					死亡	後遺障害 (最高)	入院 (日額)	通院 (日額)		
子どもの団体	・中学生以下の子ども ・スポーツ活動を行わない大人	A	団体活動中とその往復中	500円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体賠償1人1億円 1事故5億円 財物賠償1事故500万円 (各免責1,000円)	突然死 (急性心不全、 脳内出血など) 160万円
	・中学生以下の子ども	AW	団体活動中とその往復中	1,050円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	上記補償に身体・財物賠償 合算で1事故500万円を加算	対象となりません
			団体活動中とその往復中以外		100万円	150万円	1,000円	500円	身体・財物賠償合算で 1事故500万円(免責1,000円)	
・子どもと一緒にスポーツ活動を行う 大人(指導者など)	AC	団体活動中とその往復中	1,000円	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円	身体賠償1人1億円 1事故5億円 財物賠償1事故500万円 (免責1,000円)	突然死 (急性心不全、 脳内出血など) 160万円	
	C		1,500円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円			
大人の団体	・大人の文化活動、ボランティア活動、 地域活動(スポーツの指導、審判、ダンス、踊りなどを除く。)	A	団体活動中とその往復中	500円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体賠償1人1億円 1事故5億円 (免責1,000円) 財物賠償1事故500万円 (免責1,000円)	突然死 (急性心不全、 脳内出血など) 160万円
	・老人クラブなど(60歳以上)	B		800円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
	・大人のスポーツ活動(野外活動、 身体運動を含む。)	C		1,500円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
	・危険度の高いスポーツ活動(アメリカ ンフットボール、山岳登山など)	D		9,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		

【保険期間】4月1日午前0時より翌年3月31日午後12時まで

【問い合わせ】教育委員会 体育課 ☎88-2764 (内線262)

■ 階上都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の建築制限が変わります。 ■

階上都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域については、次のとおりとなります。

4月1日以降、工事に着手する場合からこの数値が適用されます。※()は変更前の数値です。

容積率	建ぺい率	道路境界線からの距離に乗ずる数値	隣接境界線からの距離に乗ずる数値
20/10(40/10)	7/10(7/10)	1.5 (1.5)	2.5 (2.5)

【問い合わせ】建設課 都市計画係 ☎88-2118 (内線231、235)

各地区のゴミの収集日

地区名	資源物の日		燃えるゴミ	燃えないゴミ	粗大ゴミ
	空き缶・空ビン ペットボトル	新聞紙・雑誌 古布・段ボール			
中央・西部 地区	毎週 月曜日	毎月 第2・4 水曜日	毎週 火曜日 一部金曜日可 (蒼前西の一部)	毎週 月曜日	3月18日 (木)
東部地区	毎週 水曜日	毎月 第2・4 金曜日	毎週 木曜日	毎週 水曜日	3月16日 (火)

収集しない粗大ゴミのお知らせ

4月から下記の粗大ゴミは収集しないことになりました。

・電気冷凍庫 及び 畳

電気冷凍庫は電気冷蔵庫と同じ扱いになります。
畳は12等分に裁断すれば可燃ゴミとして出せます。

ゴミは収集日に
朝8時までに
出そう

スプレー缶は
穴をあけて
出そう

ペットボトルは
キャップをとって
出そう

ジュース缶は
水ですすいでから
出そう

燃えるゴミは
必ず透明な袋に
入れよう

新聞、雑誌はひもで
十字にしばって
出そう

あなたの暖かい贈り物 献血のお願い

次により移動採血車による献血を行いますので、御協力をお願いします。

皆様の善意の協力待っています。

200ml、400ml献血

【とき】3月16日(火)

【ところ】10:00~11:30 道の駅「はしかみ」

13:00~14:30 八戸ライセンススクール

14:45~16:00 階上町役場

【問い合わせ】町民課生活環境係 ☎88-2119

浄化槽を設置される方へ

浄化槽を設置する方に対し、設置費用の一部を補助します。この補助は国の補助制度によるもので数に限りがありますので、定数に達した場合は締め切らせていただきます。

- 対象地域：階上町内（一部地域を除く）
- 対象建物：専用住宅及び併用住宅。ただし、単独浄化槽又は汲み取り式からの変換の場合に限ります。（新築住宅は対象外です。）
- 申請受付：申請受付は4月1日から開始します。申請書は町民課で配布します。添付書類についてはお問い合わせください。
詳しくは、設置前に 町民課 ☎88-2119

ゆとり町民農園利用者大募集!

今年もゆとり町民農園が
はじまります。
フレッシュ野菜を食卓に!
家族で野菜づくりを
楽しんでみませんか?

申込受付：3月23日(火)~4月5日(月)

役場農林水産課にて

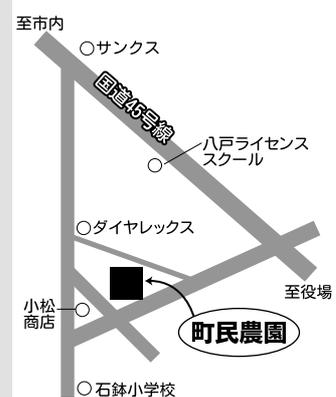
※印鑑をご持参願います。
(定員になりしだい締め切らせていただきます。)

— 募集要項 —

- ①区画数：115区画
- ②面積：1区画約22坪
- ③農園利用料：1区画 1,500円
- ④親睦会費：総会で決定のため
後日お知らせします。

- 注1 前年に利用された方で今年も希望する場合にも申し込みが必要です。
- 注2 区画の割り当ては農林水産課で抽選しますので、ご了承ください。
- 注3 農具の貸出しをしませんので各自ご持参ください。

【問い合わせ】農林水産課 ☎88-2116



消防情報

火事は119番へ

消防本部 ☎44-2135

階上分署 ☎88-2105



昨年(2015年)の12月から1月にかけて県内における火災の犠牲者が既に18名となっております。そのうち住宅火災における犠牲者が14名となっております。昨年同時期の7名に比べると大幅に増加しています。また、当広域消防本部管内でも既に2名の方が火災で亡くなっています。

八戸東消防署階上分署 からのお願い!

『住宅火災等の未然防止について』

全国的に見ても住宅火災で亡くなられた方の半数以上が高齢者と身障者であります。また、暖房器具等の取扱不注意による火災も多く発生しております。更にこの時期は空気が乾燥し、風の強い日が多く、火災の発生しやすい気象状況にあります。

我が家から火災を出さないために、また、被害を少なくするために次のポイントを守りましょう。

- 寝たばこは、絶対やめましょう。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用しましょう。
- ガスこんろなどのそばを離れる時は、必ず火を消しましょう。
- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置しましょう。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用しましょう。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置しましょう。

○お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくりましょう。これからはますます進む高齢化社会に対応し、住宅火災による死者を少しでも減らすためには、町民一人ひとりの防災意識の高揚を図り、それぞれの家庭で住宅防火対策について話し合うことが必要です。住宅火災を未然に防止し、火災のない町にいたしましょう。

交番情報

事件は110番へ

階上交番 ☎88-2022

田代駐在所 ☎88-2110



飲酒運転はやめよう!

平成15年中、県内において飲酒運転に起因した交通事故は、166件発生し、10人死亡、219人が怪我をしています。

また、飲酒運転で検挙された人は、県内20人、八戸署68人で、依然として青森県民の交通モラルの低さが見られます。

飲酒運転は、死亡事故や重大事故に直接つながり、様々な悲惨な結果を招くことを決して忘れてはなりません。

★飲酒運転で事故を起すとは、『家庭崩壊』

- 刑務所服役
- 失業
- 運転免許取消
- 経済苦境
- 損害賠償責任
- 世間の非難

少年の悩みや相談は、ヤングテレホンへ!

ヤングテレホンは、少年自身の悩みごとや相談ごと、保護者の子供に対する悩みごと等、少年の犯罪被害や児童虐待に関することなどについて、どなたでも気軽に相談できる電話です。

ヤングテレホンでは、少年問題のベテランである少年補導員等が親身になって相談に応じています。一人で悩んでいる少年や相談相手のいない保護者の方にとって、きつと強い味方になることでしょう。

相談内容については秘密を厳守しますので、安心してご利用下さい。

☆県警本部少年課 ☎0120-58-7867

☆八戸署ヤングテレホン ☎22-7676

■みんなでつくろう安心の街

八戸警察署

八戸 43-4141

交番 88-2022

●平成16年 県内の交通事故概況 ●

青森県交通対策協議会

	1月中	累計	死者のうち/累計	飲酒運転による死者	0 (0)
発生	773 (-57)	773 (-57)		高齢者の死者	2 (-1)
死者	7 (+2)	7 (+2)		自動車乗車中の死者	2 (+1)
傷者	1,002 (-46)	1,002 (-46)		シートベルト非着用死者	2 (+1)

()内は前年比。累計は1月から。

●平成16年階上町交通事故発生状況 ●

	1月31日現在	前年同期比増減
発生件数	4 件	+1
死者	0	±0
傷者数	4 人	+1
死亡事故ゼロ連続日数 43日		

私の歩んだ道

階段は私の第二の故郷

橋本 勇

42

人は誰でも自分がいつたどこから、どうしてこの世に生まれてきたかを知りたいのが人情である。だが、多くの人はそれを試みて、三、四代までは判明しても、その先が不明になって断念する。

平成三年は南部発祥八〇〇年、八戸市制六十年に当たる。八戸市では、それを記念していろいろのイベントが開催された。それを機会に私も八戸の歴史、物語などを読み漁って見た。それに故人から聞いた話などを総合して臚気ながら、私のご先祖さまが浮かび上がってきた。それを記録に残して置くことにした。

私は歴史家でも考古学者でもない、多少の時代のずれや、間違いが在るかもしれない。これは、あくまでも私だけの覚え書きである。

先祖略図

甲斐の国より南部侯と共に来る。甲斐源氏の出身。新井田に居住。信濃屋円治と名乗り、又、助次郎と称し、農商を兼ねた豪家。

橋場助次郎

何代か経て橋葉と姓を改める。

初代

松橋 長助

カナ

助次郎の長男。長助は寛政年間（一七九〇年代）家督を姉に譲り、姓を松橋と改め、八戸の豪商、七崎屋半兵衛に奉公。しかるのち一番番頭となり、文政四年、七崎屋半兵衛とり潰しに会い、一家離散の後、主家の再興に尽力、箸を削って売るなどの苦勞をしてローク屋となる。

戒名は「主孝社盡善教阿善祐以真哲浄法子」。主家に尽した様がこの戒名からも伺える。

二代

松橋 長助（善助）

この

大した事件も無かった様で記録なし。

三代

松橋 長助（後に改姓、橋ふみ）本覚蔵

初代 松和

松橋 和吉（後に改姓、初トヨ）代橋本和吉

ゆみ（初代橋礮家を分家）
みね（吉田万右衛門）
徳三郎（二代目 松和）
とみ（石橋家）（西幾二代目）

いそ（三田）

よね（三浦）五戸の八玉三浦家に嫁すーあさ（三代目、石橋万治妻）

幾松（橋本）一橋本匡也

（文責 正部家 奨）

ちびっこギャラリー

幼児・児童の作品



「プールで泳いでいるぼく」



木村

李綺くん
（二年）

階上小学校



「きよ大 ザリガニ」



藤本

航太くん
（二年）

赤保内小学校

ふるやとの

浜辺の花

<178>

有谷 升

ヤマブキ (バラ科)

春に鮮黄色、いわゆる山吹色の花をつける。ヤマブキは「万葉集」をはじめ多くの古典や書物に登場している。やや湿ったところに生える落葉低木。高さは約150センチ、根元から分枝して横に張り出す。葉は倒卵形で、先は細く尖り重鋸歯(じゅうきょし)

がある。互生茎部に托葉がある。太田道灌の故事「七重八重花は咲けども山吹の実のひとつだに なきぞ悲しき」の歌のヤマブキは、園芸品種のヤエヤマブキのことで、ヤエヤマブキは実ができない。



鮮やかな黄色の花

史語

はしかみのかたりべ

◇123◇

正部家 奨/作・佐藤 明/画

九戸の乱と道仏城(六十一)

浅野長政の陣門に降った九戸方八人の武将たちは、ただ茫然とし、沈黙考(ちんもくこう)しはじめ

て欺かれた事に気付いて後悔しました。後の祭りでした。

城中に残った諸軍兵たちは政実等が監禁させられた事を知って悲憤(ひふん)禁じ得ませんでした。

た。

櫛引清政は政実を奪還しようとして奮闘しましたが及びませんでした。そこで作戦を変えて蒲生氏郷を狙撃しようと敵陣に突入して蒲生軍の武将の長谷川、福原、寺西、明石等を倒して氏郷の身辺まで迫り

ました。九戸に逃亡した人たちは、九戸山中の新井田川の上流、瀬月内川や雪谷川の河谷に潜伏して農民になったと言われている。三戸南部の信直方では、この人々を深く追求しなかったと伝えられています。

ましたが、堀尾軍の来援によって清政(法師岡館主)が傷を負って城中に退き、切腹(自害)して果てました。

九戸政実と共に降伏した八士の中に七戸家国という武将がいました。

この家国は、七戸南部家の正系で、八戸(根城)政光の八代の孫でしたが、この九戸の戦乱で断絶しました。

この戦乱の中で家国は、部下の軍兵たちを搦手付近より逃走させたと言われ、この逃亡兵の大部分は九戸方面に向かい、秋田、鹿角、比内方面に逃匿したと言われています。

また、九戸に逃亡した人たちは、九戸山中の新井田川の上流、瀬月内川や雪谷川の河谷に潜伏して農民になったと言われている。三戸南部の信直方では、この人々を深く追求しなかったと伝えられています。

南部信直は武田兵部(小笠原とも)、又重弥五郎(木村とも)を遣わして城兵を鎮撫させ、自ら兵を率いて九戸城に入り、双鶴の大旗を城頭に樹立しました。





各課直通電話番号

課名	直通電話番号
総務課	88-2112
企画課	88-2113
税務課	88-2114
保健課 <small>福祉係・国保係・介護保険係</small>	88-2115
福祉課 <small>保健衛生係</small>	88-2641
農林水産課	88-2116
建設課	88-2118
町民課	88-2119
出納室	88-2049
議会事務局	88-2369
学務課	88-2495
社会教育課	88-2698
体育課	88-2764
農業委員会事務局	88-2946
F A X	88-2117

※土曜、日曜、祝日および午後5時以降のご連絡は(代)88-2111へお願いいたします。

今月の表紙

南部地方に春を呼ぶと伝えられている八戸えんぶりが2月17日、開幕しました。

本町からは田代、平内、鳥屋部の3組が参加。連日重ねてきた練習の成果を発表する機会とあって、どの組も思う存分舞を披露しました。

日程の最終日となった22日には「かがり火えんぶり」に平内帆組が登場。かがり火が焚かれた幻想的なステージ上で、フィナーレを飾るすばらしい舞が演じられました。

この日の日中には、赤保内青年駒踊り組、平内鶏舞組も登場。えんぶり以外の南部地方の踊りを見られたとあって、訪れた観光客の方々は大きな歓声をあげていました。

本町の3種類の伝統芸能が全国に発信される、記念すべき一日になったと思います。

人のうごき

世帯数と人口

平成16年2月1日現在(±前月比)

世帯数	5,334世帯 (+2)
総人口	15,292人 (-13)
男	7,748人 (-2)
女	7,544人 (-11)

まちのガイド

期間：3月16日～4月15日

★行事等の問い合わせ【担当課】【施設】へ★

月日	曜日	行事等(問い合わせ)	場所	時間
3月16日	火	合同相談(総務課)	ハートフルプラザ・はしかみ	13:00～15:00
3月18日	木	町教育相談(学務課)	役場3階会議室	13:00～16:00
3月19日	金	卒業式	全小学校	
3月21日	日	剣道クラブ(体育課)《家庭の日》	町民体育館	10:00～
3月23日	火	民俗資料収集館開館日	町民俗資料収集館	9:00～16:00
3月28日	日	剣道クラブ(体育課)	町民体育館	10:00～
4月7日	水	入学式	町内小中学校	
4月11日	日	ミニバスケットボール(体育課)	登切小学校体育館	9:00～
		剣道クラブ(体育課)	町民体育館	10:00～
4月13日	火	民俗資料収集館開館日	町民俗資料収集館	9:00～16:00
4月15日	木	町教育相談(学務課)	役場3階会議室	13:00～16:00

平成16年2月受付分



(父の名・母の名) 地区名

清水	蒼(亮裕・ユカリ) 追越
佐京	輝(学・久美子) 小舟渡
木澤	宝(宏雄輝・光子) 耳ヶ吠西
中田	葵(千代志・今日子) 大蛇
中田	奏(一・愛) 蒼前
関下	希(勝美・冬子) 耳ヶ吠東
工藤	瑠(拓司・朋恵) 野場中

お悔み申し上げます

木村	ミヨ(89・耳ヶ吠西)
菊谷	静雄(64・野場中)
田端	清吉(77・赤保内)
濱谷	豊太郎(83・榊)
荻ノ沢	キエ(89・晴山沢)
濱谷	チヨ(62・榊)
竹谷	又治(70・石鉢)
下長根	末松(88・大蛇)
久保	ハツエ(84・荒谷)

お詫びと訂正

広報2月号に次の誤りがありましたのでお知らせします。
18ページ「お誕生おめでとう」中、浜久保春彬くんを晴彬くんにお詫びして訂正します。



学校敷地内を全面禁煙にします

教育委員会では、昨年来学校敷地内の禁煙について検討してまいりましたが、学校が、心身ともに健康な子どもを育む場であることに鑑み、また受動喫煙防止を定めた健康増進法を推進するため、率先して学校敷地内を4月1日から全面禁煙とすることに致しました。

つきましては、地域の皆様にも子どもたちの受動喫煙を防止するため、学校敷地内での禁煙にご協力を賜りますようよろしくお願い致します。

【問い合わせ】 教育委員会 学務課 ☎88-2495